

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2943号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「1 健康福祉局のA担当課長は「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（障発0327第15号）は、法ではないので（横浜市長を）拘束するものではない。我々は、組織として対応していて、これは横浜市としての回答である。」旨の発言を請求人にした（健こ特定番号A）。この発言は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項についての横浜市の基本方針に関する発言でもあることから、当然に、横浜市長にその旨の承認を得た上でのことと思料するので、その承認の決裁を得る際に作成された起案書等一式の開示を求める。」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2943号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2943	令和元年5月31日	令和元年6月28日	令和元年10月4日	令和元年11月1日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2943	「1 健康福祉局のA担当課長は「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（障発0327第15号）は、法ではないので（横浜市長を）拘束するものではない。我々は、組織として対応していて、これは横浜市としての回答である。」旨の発言を請求人にした（健こ特定番号A）。この発言は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項についての横浜市の基本方針に関する発言でもあることから、当然に、横浜市長にその旨の承認を得た上でのことと思料するので、そ	非開示 不存在 (作成しておらず、保有していないため)	原処分 妥当

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
	の承認の決裁を得る際に作成された起案書等一式の開示を求める。」(以下「本件審査請求文書」という。)		

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2943	<p>《措置診察に係る事務について》</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第27条では、精神保健福祉法第23条の規定に基づく警察官の通報（以下「法第23条通報」という。）等があった者について、都道府県知事（政令指定都市の場合は市長。以下同じ。）は、調査の上必要があると認めるときは、精神保健指定医による診察をさせなければならないこととされている。横浜市では、措置診察（精神保健福祉法第27条第1項の規定に基づく診察をいう。以下同じ。）の実施の要否を判断するための調査においては、法第23条通報等があった者の氏名、住所、性別、生年月日のほか家族状況、治療歴、精神症状の概要及び現在の状況等を関係機関等に確認し、精神障害による自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ（以下「自傷他害のおそれ」という。）について調査し、「措置入院のための移送に関する事前調査票」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条通報受理書」を作成している。そして、当該調査の結果に基づき、措置診察の実施の要否を決定している。</p> <p>都道府県知事は、措置診察の結果、措置診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害による自傷他害のおそれがあると認めるときは、精神保健福祉法第29条第1項の規定に基づき、その者を国等が設置した精神科病院等に入院させる決定を行う。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件開示請求に係る開示請求書の記載から、平成31年2月21日健こ特定番号Aにて審査請求人に開示した面談記録（以下「本件面談記録」という。）におけるA担当課長の審査請求人に対する「「措置入院の運用に関するガイドライン」（平成30年3月 厚生労働省。以下「ガイドライン」という。）は、法ではないので（横浜市長を）拘束するものではない。」旨の発言は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準についての横浜市の基本方針に関する発言でもあるとして、当該発言内容について、横浜市長の承認を得る際に作成された行政文書一式の開示を求めているものと解される。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関の説明によれば、本件面談は、本件回答書（特定年月日bに横浜市こころの健康相談センター（以下「こころの健康相談センター」という。）にてA担当課長が審査請求人に手交した回答書をいう。以下同じ。）の内容に係る疑義について、こころの健康相談センターが審査請求人に説明する趣旨で行われたものである。</p> <p>イ 当審査会において、本件回答書及び本件面談記録を確認したところ、本件回答書には、特定年月日cに特定警察署の警察官が精神保健福祉法第23条の規定に基づき実施機関に通報した事案に係る精神保健福祉法第27条第1項の規定に基づく調査の内容及び措置診察の要否の判断の理由が記載されており、本件面談記録には、ガイドラインに関して、A担当課長らが「法と違い強制力があるものではない。」及び「拘束するものではない。」旨の発言をしたことが記載されていた。</p> <p>ウ 実施機関は、本件面談における当該発言の趣旨は、「ガイドラインは指針として示されたものであり強制力はない」という一般的な内容であり、横浜市の基本方針に関することではないと説明している。</p> <p>エ 「措置入院の運用に関するガイドライン」について」（平成30年3月27日障発0327第15号。以下「本件通知」という。）には、「警察官通報を契機とした、措置入院に関する標準的な手続を整理し・・・取りまとめました」及び「地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である」と記載されており、実施機関の説明と矛盾する</p>

答申 番号	判断の要旨
2943	<p>ところはない。</p> <p>オ したがって、本件面談記録に記載されたガイドラインに関する「拘束するものではない。」旨の発言は、本件通知及びガイドラインの内容を説明するものであるから、本件面談における説明の内容について事前に決裁を経る必要がなかったと認められ、横浜市の基本方針に関することではないため、横浜市長の決裁を得るための起案書等も作成していないとの実施機関の説明に不合理な点があるとは認められない。</p> <p>カ また、そのほかに、本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>キ 以上のことから、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないとの実施機関の説明は、是認できる。</p> <p>ク 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（開示請求に対する決定等）

第10条 （第1項省略）

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先
市民局市民情報課長 小林 且典 Tel 045-671-3881